氏名(本籍) 瀧川 賢司(愛知県)

学位の種類 博士(社会福祉学)

学位番号 甲第68号

学位授与の日付 2018年9月15日

学位授与の要件 学位規則第5条第1項の規定該当

学位論文題目 犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労を軸とした生活自立に向け

た過程における促進及び阻害要因に関する研究-支援方策へ示唆を

求めて一

研究審査委員 主 査 山崎 喜比古 日本福祉大学 特別任用教授

 副 查
 木全
 和巳
 日本福祉大学
 教授

 "
 平野
 隆之
 日本福祉大学
 教授

学外審查委員 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学 教授

論文内容の要旨

本論文は、序章と終章を含めた全8章で構成されている。本文は175頁、図表58個、引用文献179点、うち英文文献は邦訳文献を含めて15点である。

序章(研究の背景と目的ならびに構成)では、2016年4月から施行された障害者差別解消法によって、事物、制度、慣行、観念などの「社会的障壁」を減らし合理的配慮を提供する義務が生じることとなった。刑務所に収容されている受刑者の中に軽度知的障がい者が約4分の1いることが知られるようになり、犯罪を起こした軽度知的障がい者(以下当事者という)の生活自立や就労を妨げる「社会的障壁」の打破が重要視されるようになってきた。しかしながら、「就労」に関しては、知的障がい者である上に犯罪を起こしたことで、雇用されることがますます困難になっている。実際に刑務所出所者を雇用する協力雇用主制度の実績は、登録した雇用主18000ヶ所の約4%にとどまり、結果的に出所者の半数以上が再犯に至っている。そこで、本研究では、当事者の「就労を軸とした生活自立」の実現に向け、障がい者本人側と、その家族・友人・職場の支援者側との関係、並びに当事者の就労の受け入れと継続に関わる全国各地の福祉事業所や一般企業の管理者や職員の意識・意向や地域連携におけるその促進・阻害要因の解明を通して、支援方策への示唆を得ることを目的とした。

第1章(先行文献等のレビューにもとづく本研究の枠組みと検討課題)では、当事者の生活自立に向けて、現状では「当面の住居の場」、「福祉サービスの利用」、「就労」の支援が行われている。無職者の再犯率は有職者の約5倍であること、出所直後(3ヶ月以内)に再犯を起こす者が多いこと等から、一刻も早く就労の場を提供する必要がある。それを実現するために当事者の就労の受け入れに関する調査が必要と考えた。その具体的な調査の構成として、ミクロレベルの調査・分析としては第2章・第3章で明らかにし、メゾレベルの調査・分析は第4章・第5章で明らかにし、先駆的な取り組みに関する知見は第6章で明らかにした。

第2章 (犯罪を起こした軽度知的障がい者の「いきいき」就労生活と犯罪からの離脱傾向に関わる要因)では、ミクロレベルの調査として、当事者8名(男性)を対象に、ライフ・ライン・メソッドを用いたインタビュー調査を行い。犯罪からの離脱に関わる「犯罪志向性」と「楽しく生活を送れていること」と「暮らし向き」の3指標間の関係性を解析した。その結果、「楽しく生活を送れていること」が上昇する時に、「犯罪志向性」も上昇するという一般には見られないパターンがあったことに当事者の特徴として着目した。そのパターンを減らすための、また、「いきいき」就労生活

を高めるための支援方策について考察した。

第3章 (犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労の継続に関わる職場の要因)では、第2章と同じ対象者について、就労継続につながった要因を聞いた結果、犯罪歴のある人が受け入れてもらえた実感が、犯罪志向性から離脱するターニングポイントになり得ることや、自分の能力が活かされ成長を促す仕事が与えられること、同僚とのコミュニケーションが豊かで相互承認が得られ職場が安心できる居場所となること等が挙げられた。また、再犯に至ってもチャンスを与えてくれる職場が心の支えとなることや、仕事に対する厳しさを感じることで、かつてのプロ意識を思い出し、甘えから抜け出して就労の継続につながっていた。したがって、支援側は、犯罪歴のある人に対する先入観を排除し、矯正施設から出所した後、早期に就労の受け入れや当事者がもつ就労能力を活かす支援を行うことにより、犯罪志向性から離脱する可能性とともに就労が継続できる可能性が示唆された。

第4章(全国の就労系福祉事業所における就労の受け入れの意識および意向)では、メゾレベルの調査として、全国の就労系福祉事業所(就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所)の職員について、当事者の就労を受け入れる際の判断基準をどこに置くか(起こした犯罪の種類、働く能力、過去の受け入れ経験の正否、事業所の体制、地域の受け皿の有無等)を調査した(回収率:管理者 30.8%、支援員 26.8%)。主な結果としを、①受け入れた過去の経験の正否がその後の受け入れの意向に影響することがうかがえた。②犯罪種別では、窃盗、売春、傷害の順に受け入れの意向が強かった。傷害罪のある人は就労能力が高くても受け入れられない傾向がみられた。③就労移行支援事業所は他の事業所よりも受け入れの意向が強かった。④複数の専門機関(相談支援、行政、司法関係機関等)への常時相談が可能な体制を構築する必要性が示唆された。

第5章 (全国の就労系福祉事業所における就労の継続に必要な地域の連携に関する意識および意向)では、第4章と同じ事業所に就労の継続に必要な施策(19項目)を4件法で評価する選択肢法と自由記述により調査した。主な結果として、受け入れ経験のある管理者が選んだ連携先は多い順に、障がい者支援機関(46%)、自治体の福祉課等(27%)、当事者に関する情報を共有できる機関(22%)、地域住民と司法関係機関(ともに17.5%)、であった(複数回答あり)。自由回答では、警察と連携し犯罪を起こした者への対応法を共有することや、司法関係機関と連携し受け入れの成功事例を共有することを希望していた。また、受け入れ経験のある就労継続支援A型の管理者は、障がい特性に関する支援員の専門性向上、利用者への悪影響防止、再犯防止対策の確立などの体制強化の必要性を述べている。

第6章(犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労の受け入れ・継続の実績を有する先駆的な一般企業および福祉事業所の取り組み)では、トップレベルの受け入れ実績(概ね5人以上)をもつ 先駆的な一般企業・福祉事業所の取り組みを通じて、今後の支援方策の示唆を得るために計7ヶ所へインタビュー調査を行った。その結果、両者に共通な特徴は、就労能力を重視した受け入れ、就労継続を支援するシステム、就労と生活の両面からの支援であった。これらの先駆的な取り組みは、第2章から第5章で明らかにした就労の受け入れに関する促進と阻害要因除去にほぼ対応できていた。しかしそういう職場であっても就労の継続は十分に成果につながっていなかった。今後、就労の継続を可能とする支援方策を立案することが必要と考えられる。

終章(総合考察および本研究の結論と今後の課題)では、障がい者本人側と、その家族・友人・職場などの支援者側との関係、並びに就労の受け入れと継続に関わる全国各地の福祉事業所や一般企業の意識・意向や地域連携における促進・阻害要因を解明し、支援方策への示唆を得た。また、本研究の意義として、当事者の語りと支援を提供する人々の声をもとに、生活自立の過程における促進・

阻害要因をきめ細かく明らかにし、支援方策の示唆も得た点、最後に今後の課題として、当事者を支援していく中でソーシャルワーカーの役割に焦点を当てた調査・研究を進める必要があることを示した。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2018 年 7 月 12 日の第 4 回福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、瀧川賢司氏の博士 学位申請論文が受理された。学内審査委員 3 名(山崎喜比古、木全和巳、平野隆之)は、それぞれに 提出論文を査読した上、8 月 1 日 19 時より審査委員会を開催し、本論文の概括的な評価と口頭試問 における論点についての意見交換を行なった。引き続き瀧川氏への最終試験(口頭試問および学力確 認)を実施した後、学内審査委員 3 名により最終試験の結果について審議した。その結果および学外 審査委員の藤原正範 教授(鈴鹿医療科学大学)の審査報告書の結果も踏まえ、本論文は博士学位(社 会福祉学)を受けるにふさわしいと判断し、合格との結論に至った。

2. 論文の評価

瀧川氏の論文は、犯罪を起こした軽度知的障がい者の「就労を軸とした生活自立」に向けた過程における促進・阻害要因をミクロレベルの当事者と日常的に接している職場の支援員をはじめとする周囲の人たちとの相互作用関係性とメゾレベルの全国の自治体や地域レベルで当事者達の就労受け入れに関する事業所群の意向や対応・取り組みの両方の次元から明らかにした研究である。同時に促進・阻害要因を基に支援方策をも示唆した研究である。本研究で評価できる一番のポイントは、このテーマ領域において初の総合的な実証研究であり、画期的な新知見や対象理解、実践や施策への示唆を多数拓いている点である。そのために方法論的にも量的と質的の両方から光を当てていくミックストメソッズ(混合研究法)やビニエット法やライフ・ライン・メソッドなどを使っている。また本研究の特徴として、瀧川氏が長年勤務した自動車部品メーカーの技術者チームリーダーとして人材養成にも従事した経験を生かして軽度知的障がい者の可能性と主体性を引き出す観点からのアプローチで一貫していることが挙げられる。

他方、本論文にはいくつかの課題、限界も見出される。「当事者に一刻も早く就労を提供することの重要性を示すことができた点が挙げられた。」という文が修正されないまま完成版にても述べているが、科学性や論理性をもって実証されていないことを自分の熱い想いで書いている。この類いは指導教員の私から再三注意をし、他の教員からも公開発表会でも質問され指摘されたことである。論理の飛躍が無いように注意することは、今後研究者として自立する為には絶対守らなければならない態度である。なおこの点は今は本人も反省している。

以上、課題・限界も残されているものの、全体として本学の社会福祉領域の博士論文に求められる水準に達していると考えられる。最後に、学外審査員の藤原正範 教授(鈴鹿医療科学大学)からは、データの信憑性の吟味等において指摘があるものの、新しい知見が多いことで高い評価を得られた。

3. 最終試験(学力の確認)の結果

2018 年 8 月 1 日、瀧川氏への最終試験(口頭試問および学力確認)を実施した。まずは、瀧川氏が用意した提出資料を配布し、本論文提出までの公開発表会での指摘および学内審査委員による指

摘を踏まえた修正箇所について説明がなされた。各審査委員からは、氏の論文に対する質疑や課題の 指摘、総合的な評価や今後への期待が述べられた。瀧川氏は、審査委員の質問や指摘、評価に対して 真摯で前向きの回答を行なった。英語力の審査については、正副指導教員から読むよう勧められた引 用文献としての英文文献2冊に目を通し、また日韓合同開催の社会福祉学会では英語で発表したこ とから英語力は十分であると判断した。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者 瀧川賢司氏は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位(社会福祉学)を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上